

# 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

東京大学消費生活協同組合

東大生協の職員が、その個々の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り将来に亘って働き続けられるための就労環境の整備と改善を行うため、また、女性職員が生き生きと活躍できる環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1、 計画期間

令和 8 年(2026 年)1 月 1 日～ 令和 10 年(2028 年)12 月 31 日

## 2、 内容

**目標1：正社員に占める女性労働者の割合を 40%以上で維持する。**

<取組内容>

令和 8 年 1 月～

新人育成、店長・専務理事候補育成、エキスパート人材育成などを目標に研修や資格取得を推進する。

令和 9 年 1 月～

継続する。

令和 10 年 1 月～

継続する。

**目標2：労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均を 45 時間未満とする。**

<取組内容>

令和 8 年 1 月～

組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信を行う。

令和 9 年 1 月～

各部署における問題点の検討及び研修を実施する。

令和 10 年 1 月～

継続する。